

# 地方再犯防止推進計画策定の手引き

令和元年8月

法務省

## はじめに

平成28年12月に成立、施行された再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）においては、再犯の防止等に関する施策を実施等する責務が国だけでなく、地方公共団体にもあること（第4条）が明記されるとともに、都道府県及び市町村に対して、国の再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画（以下「地方計画」という。）を策定する努力義務（第8条第1項）が課されました。

犯罪や非行をした者（以下「犯罪をした者等」という。）の中には、貧困や疾病、し癖、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える者が少なくありません。しかし、こうした生きづらさを抱える犯罪をした者等の課題に対応し、その再犯を防止するためには、刑事司法関係機関による取組だけではその内容や範囲に限界があり、社会復帰後、地域社会で孤立させない「息の長い」支援等を、国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携協力して実施する必要があります。取り分け、地域社会で生活する犯罪をした者等に対する支援に当たっては、福祉、医療、保健などの各種サービスを提供する基礎自治体である市町村（特別区を含む。以下同じ。）の役割が極めて重要です。

国の再犯防止推進計画は、平成29年12月に閣議決定されましたが、地方計画については、平成30年4月に鳥取県において策定されて以降、主に都道府県を中心に策定が進んでいます。法務省としては、上述のとおり、再犯防止対策を推進する上で、都道府県はもとより、市町村の役割が極めて重要であることから、市町村において再犯防止施策を推進していただくため、多くの市町村において地方計画を策定していただきたいと考えております。

そこで、本手引きでは、主に市町村における地方計画の策定の際に参考としていただける標準的な手順や内容をまとめました。各市町村におかれては、再犯防止推進計画に基づく施策の進捗状況等をまとめた「再犯防止推進白書」（<http://www.moj.go.jp/content/001283071.pdf>）を参照いただきつつ、本手引きを積極的に御活用いただき、地方計画の策定をはじめとした再犯防止施策推進の一助となれば幸いです。

## 目次

|     |                                |    |
|-----|--------------------------------|----|
| 第1章 | 計画策定の意義等                       | 1  |
| 1   | 法的根拠                           | 1  |
| 2   | 計画策定の意義                        | 1  |
| 3   | 計画策定の流れ                        | 2  |
| 第2章 | 計画に盛り込むことが考えられる主な内容とその考え方について  | 6  |
| 1   | 計画策定の趣旨等                       | 6  |
| 2   | 地域における再犯防止を取り巻く状況              | 7  |
| 3   | 重点課題・成果指標                      | 8  |
| 4   | 取組内容                           | 8  |
| 5   | 推進体制                           | 8  |
| 第3章 | 具体的な取組の記載例等                    | 9  |
| 1   | 就労・住居の確保等のための取組                | 9  |
| 2   | 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組       | 17 |
| 3   | 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組         | 25 |
| 4   | 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組 | 28 |
| 5   | 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組 | 31 |
| 6   | 国・民間団体等との連携強化等のための取組           | 37 |

## 第1章 計画策定の意義等

### 1 法的根拠

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコール等への依存のある者、高齢で身寄りがない者など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている者が多く存在します。そのような者の再犯を防止するためには、刑事司法手続の中だけでなく、刑事司法手続を離れた後も継続的にその社会復帰を支援することが必要だと考えられます。

そこで、再犯防止推進法第8条第1項において、都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）を勘案して、地方計画を定めるよう努めるものとされました。

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

なお、市町村において地方計画を、地域福祉計画等、他の計画と一体的に策定する場合は、再犯防止推進法第8条第1項にいう地方計画である旨の明記をお願いします。

### 2 計画策定の意義

#### (1) 各種施策の総合的な推進

地方計画を策定することは、市内の様々な事業に再犯防止（犯罪をした者等の社会復帰促進）の視点を反映させつつ、「安全・安心な地域づくりを進めていく」という意思を市内外に対して明らかにすることでもあるといえるかと思います。

再犯防止施策は、就労、住居、保健医療、福祉等多岐にわたっており、特定の部署のみで対応することは困難であると考えられます。このように各般の行政領域にまたがる施策について、整合性をもって総合的に推進するため

には、計画を策定するという手法が重要であると考えられます。

## (2) 実施施策の明確化

地方計画において、各施策についての具体的な実施内容、実施時期、担当部署が明らかになることで、施策を効果的に推進することが可能となります。

また、庁内職員や刑事司法関係者のみならず、地域住民に対しても、再犯防止施策に関する地方公共団体の取組姿勢や進捗状況が明確になるとともに、啓発効果も期待できます。

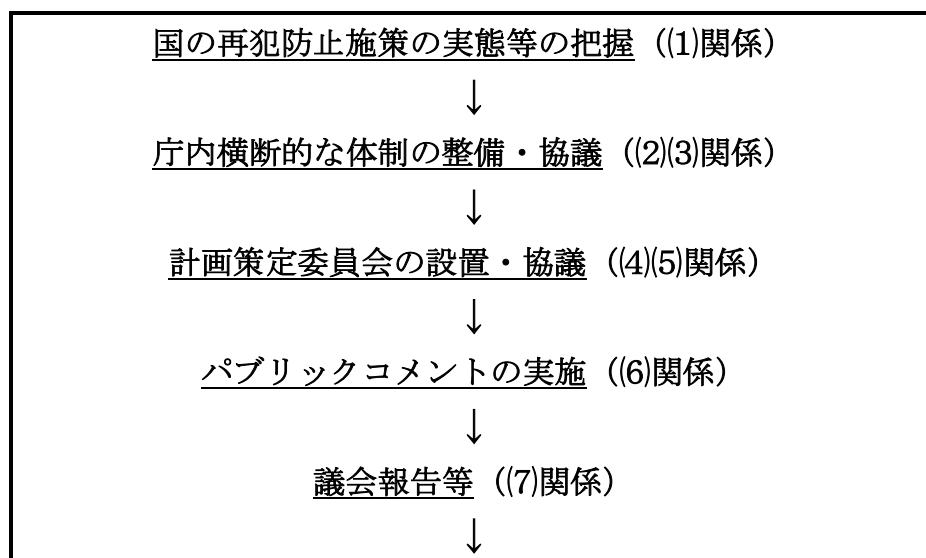
## (3) 計画策定を通じた合意形成

地方計画の策定過程は、これまで明確に再犯防止と関連付けられてこなかった分野に再犯防止の視点が反映される契機になるほか、各地方公共団体の職員が再犯防止についての認識を深める機会となり、結果として、庁内で再犯防止施策への理解と合意が得られることにつながると考えられます。

また、計画の策定過程に地域の関係機関や民間団体等が参画することにより、職員だけでなく地域の関係者全体での合意形成に資することにもなると考えられます。

## 3 計画策定の流れ

地方計画の策定に当たっては、以下の流れを参考にしながら、全庁的な取組として進めることが考えられます（飽くまで一例です。）。



## 公表 ((8)関係)

### (1) 国の再犯防止施策の実態等の把握

多くの地方公共団体においては、保護司会活動、「社会を明るくする運動」など一部の施策では保護観察所等と関わりがあったものの、再犯防止施策全体に関して刑事司法関係機関と協働する機会が少なかったため、国の再犯防止施策に関する理解が十分でない場合もあると考えられます。そのような場合は、まず、個別に刑事司法関係機関に制度説明を依頼したり、庁内で勉強会等を開催すること、あるいは近隣の矯正施設等を視察することにより、再犯防止に関する基本的な制度や対象となり得る者の実情、地域との関係機関・団体等について理解していただくことができます。

### (2) 庁内横断的な体制の整備

庁内横断的な体制を整えずに、担当部署として個別に計画策定の協力を他部局に呼びかけても、「うちの部署は再犯防止とは関係がない」等と、十分な協力を得られず、結果として実効性ある計画を策定することができなくなるおそれがあると考えられます。

幅広い行政領域にまたがる地方計画を実効性あるものとするためには、その策定過程に、庁内の幅広い分野の関係部局に参画してもらうことが重要となります。そのためには、庁内の再犯防止施策担当窓口や関係部局によって構成される協議会・ワーキンググループ等を設置し、庁内横断的な体制を整えることができれば、地方計画策定に向けた検討が円滑に進むことが期待できます。

### (3) 庁内横断的な体制による協議

例えば、以下のようなプロセスで協議を実施し、計画策定委員会の設置につなげることが考えられます。

#### ① 地方公共団体における再犯防止施策の必要性の共有

犯罪をした者等の中には、貧困、疾病、障害等、様々な生きづらさを抱えた者がいること、そのような者が再び罪を犯すことなく地域で安定

した生活を送るためには、国、地方公共団体及び民間団体が一丸となって息の長い支援を実施する必要があることなど、地方公共団体における再犯防止施策の必要性を共有し、庁内関係部局の意識統一を図ることが重要であると考えられます。

## ② 地域の再犯に係る実態や再犯防止に関する住民意識の把握

法務省ホームページや最寄りの刑事司法関係機関等からのヒアリングの実施等により、統計データ等入手、分析するなどして、地域の再犯に係る実態を把握することが効果的であると考えられます。

また、必要に応じて、自治会等の地域団体へのヒアリングや住民アンケートの実施により、住民の方々が再犯防止の取組等についてどの程度理解されているのか、どのような意識を持たれているのかなど、再犯防止に関する住民意識を把握することも考えられます。なお、住民意識を把握する上では、平成30年に内閣府政府広報室が実施した「再犯防止に関する世論調査」が参考になると思料しますので、適宜参照してください。

【「再犯防止に関する世論調査」URL】

<https://survey.gov-online.go.jp/h30/h30-saihan/index.html>

## ③ 庁内の関連計画・関連事業の把握

関連する他の行政計画との整合性を確保するため、また関連事業を最大限活用するため、庁内の各部局に幅広く照会を実施するなどして、関連計画・関連事業を洗い出すことが重要であると考えられます。

関連計画・関連事業の把握に当たっては、再犯防止施策との関連性がよく分からない関係部局もあろうかと思いますので、そのような部局があれば、どのような部分で関連し得るか、双方で認識を合わせた上で、主体的に作業を進めていただけるように理解を求めるなど、丁寧に進めることが大切であると考えられます。

## (4) 計画策定委員会の設置

庁内横断的な体制での協議等を踏まえ、必要に応じて計画策定委員会の委員を選任します。委員としては、庁内関係部局や刑事司法関係機関（地方検察庁、矯正管区、刑務所、少年院、少年鑑別所、保護観察所等）の職員のみならず、地域の民間団体関係者や外部有識者等を選任することも考

えられます。選任に当たっては、地方計画の策定に向けて議論をまとめられるキーパーソン（例えば、刑事政策等に知見があり、再犯防止施策についてビジョンを持っている大学教授など）を加えることで、議論がスムーズに進むと考えられます。

#### 【民間団体・外部有識者の具体例】

保護司会、更生保護女性会、BBS会、更生保護法人、社会福祉協議会、基幹相談支援センター、地域包括支援センター、民生委員児童委員協議会、医師、弁護士、大学教授 等

#### (5) 計画策定委員会による協議

例えば、以下のようなプロセスで協議を実施し、地方計画の策定につなげることが考えられます。

なお、計画策定委員会の設置に合わせて、実務的な論点整理等、素案の作成等を行うワーキングチームを庁内横断的な体制として設置することも考えられます。

##### ① 計画策定スケジュールの作成

地方計画策定までのスケジュール（期間は概ね1年以内）を作成し、関係者の意思統一を図ることが重要であると考えられます。

##### ② 民間団体からのヒアリング

地域の再犯防止活動を行う民間団体等から、活動状況や課題意識等のヒアリング等を実施することで、地域の実態を深掘りすることができます。

##### ③ 計画の施策体系・取組方針の決定

計画策定委員会における意見、実務的な論点整理、民間団体に対するヒアリング結果等を踏まえて、地方計画の施策体系・取組方針を決定することが重要であると考えられます。

##### ④ 素案の検討

素案の作成に当たっては、委員会構成員の所属団体等に事前に意見照会を行うことも有意義であると考えられます。



## (6) パブリックコメントの実施

各地方公共団体の条例、内規等に従って、パブリックコメントを実施することにより、地域住民や関係機関、民間団体の意見を聴取し、意見内容に応じて必要な追記・修正等を行うことが考えられます。

## (7) 議会報告等

各地方公共団体の条例、内規等に従って、議会に報告等を行うことが考えられます。

## (8) 公表

必要な手続が完了し、地方計画の内容が確定した場合は、再犯防止推進法第8条第2項に基づき、地方公共団体のホームページ等で公表することが想定されます。

## 第2章 計画に盛り込むことが考えられる主な内容とその考え方について

この章では、地方計画に盛り込むことが考えられる主な内容と記載に当たっての基本的な考え方等をまとめています。内容・考え方ともに参考例であり、必ずしも地方計画に同じものを盛り込む必要はありません。

### 1 計画策定の趣旨等

#### (1) 趣旨・目的

これまでの再犯防止に関連する取組の概要や、再犯防止推進法において地域の状況に応じた再犯防止施策を講じることが地方公共団体の責務として明記されたことなど、地方計画策定の背景や、計画を策定することで犯罪をした者等の社会復帰支援を促進し、安全・安心な地域社会づくりに寄与すること等を記載することが考えられます。

#### (2) 計画の位置付け

再犯防止推進法第8条第1項に定める計画であることや、関連する他の行政計画との関係性などについて記載することが考えられます。

#### (3) 計画の期間

国の再犯防止推進計画を踏まえて、おおむね5年とすることが考えられます。なお、関連する他の行政計画の計画期間を踏まえ、3年等と別の期間を設定しても差し支えないものと考えられます。

#### (4) 計画に基づく再犯防止施策の対象者

再犯防止推進法第2条第1項で定める「犯罪をした者等」である旨記載することが考えられます。地域の実情により、被疑者等を地方計画に基づく再犯防止施策の対象に含めることは差し支えないものと考えられます。

なお、犯罪をした者等の範囲について、再犯防止推進法の成立時に、以下のような附帯決議がなされていますので、御留意いただければと思います。

本法における「犯罪をした者等」の認定に当たっては、有罪判決の言渡し若しくは保護処分の審判を受けた者又は犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者に限定するなど、本法の基本理念を踏まえ、かつ、その罪質、犯罪のなされた時期を考慮し、不当に拡大した適用をすることがないようにすること。

## 2 地域における再犯防止を取り巻く状況

地域における犯罪関係の統計データの年次推移を記載することや、全国との状況と比較することで、地域における再犯防止を取り巻く状況を明らかにします。統計データは、『犯罪統計』『検察統計』『矯正統計』『少年矯正統計』『保護統計』等の公表されているものを活用したり、個別に検察庁、矯正管区、矯正施設、保護観察所等に依頼することで入手していただけます。

### 【統計資料 URL】

犯罪統計

<https://www.npa.go.jp/publications/statistics/sousa/statistics.html>

検察統計

[http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei\\_ichiran\\_kensatsu.html](http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_kensatsu.html)

成人矯正統計

[http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei\\_ichiran\\_kousei.html](http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_kousei.html)

少年矯正統計

[http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei\\_ichiran\\_shonen-kyosei.html](http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_shonen-kyosei.html)  
保護統計

[http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei\\_ichiran\\_hogo.html](http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_hogo.html)

### 3 重点課題・成果指標

国の再犯防止推進計画、地域における再犯防止を取り巻く状況等を勘案して、重点的に取り組む課題を記載することが考えられます。課題の記載に当たっては、国の再犯防止推進計画に記載されている7つの重点課題のうち、関係機関の人的・物的体制の整備等のための取組を除き、可能な限り盛り込むことを検討していただきたいと思います。

また、再犯者率・再入者率等の成果指標等については、地域における再犯防止を取り巻く状況等を踏まえ、必要に応じて設定することが考えられます。

#### 【重点課題具体例】

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 国・民間団体等との連携強化等

### 4 取組内容

各取組内容には、当該取組を所管する部署（複数の部署が所管する場合はそれら全ての部署）を明記することが重要であると考えられます。このことにより、地方計画に記載された取組内容の主たる担当部署が地域住民から見て分かりやすく、地方公共団体の取組姿勢が明確となるほか、フォローアップの際にも必要な情報を収集しやすくなります。

なお、具体的な取組内容の記載に当たっては、第3章を御参照ください。

### 5 推進体制

地方計画を着実に推進するためには、計画の推進体制を明確にし、定期的に進捗状況の確認を行うことが重要であると考えられます。具体的には、「〇〇

市（町・村）再犯防止施策推進協議会」等の協議会を設置し、そこで進捗管理等を行うことなどが考えられます。協議会の構成員には、計画策定委員会の構成員が引き続き就任することが考えられます。

### 第3章 具体的な取組の記載例等

この章では、再犯防止施策における各種取組について、国の再犯防止推進計画で記載している現状認識や課題等を挙げた上で、地方公共団体が主体となって、あるいは国と連携するなどして実施していただきたい具体的な取組例を示しております。各市町村においては、ここで記載した現状認識や課題、記載例及び取組例を参考に、地域の実情に応じた取組を地方計画に盛り込んでいただければ幸いです。また、策定済みの地方計画の中から、特色ある取組も記載していますので、参考にしてください。

#### 1 就労・住居の確保等のための取組

##### (1) 就労の確保等

###### ア 現状認識と課題等

刑務所に再び入所した者のうち約7割が、再犯時に無職であった者となっています。また、仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べて約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクに結び付きやすいことが明らかになっています。

政府においては、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、矯正施設における社会のニーズに合った職業訓練の実施、矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）の設置を始めとする矯正施設・保護観察所・ハローワークが連携した求人・求職のマッチングの強化、協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し又は雇用しようとする、保護観察所に登録された事業主のことで、平成31年4月1日現在で22,472社が登録されています。）の開拓・確保、刑務所出所者等就労奨励金制度の導入、国による保護観察対象者の雇用等の様々な施策に取り組んできました。

しかしながら、前科等があることに加え、求職活動を行う上で必要な知

識・資格等を有していないなどのために求職活動が円滑に進まない場合があること、社会人としてのマナーや対人関係の形成や維持のために必要な能力を身に付けていないなどのために職場での人間関係を十分に構築できない、あるいは自らの能力に応じた適切な職業選択ができないなどにより、一旦就職しても離職してしまう場合があること、協力雇用主となりながらも実際の雇用に結び付いていない企業等が多いこと、犯罪をした者等の中には、障害の程度が福祉的支援を受けられる程度ではないものの、一般就労をすることも難しい者が少なからず存在することなどの課題があります。

## イ 具体的な取組の例

### ① 就職に向けた相談・支援等の充実

刑務所出所者等が安定した職を得てそこに定着するためには、本人の意向や適性などを踏まえたきめ細かな支援が求められます。地方公共団体においては、刑務所出所者等であるか否かに関係なく、利用可能な既存の各種施策・制度の活用を含め、地域の関係機関や民間団体との連携による支援を実施すること、また当該施策・制度を犯罪をした者等にとって利用しやすいものとするのが期待されています。

#### (記載例)

- ・若年者のためのワンストップセンター（ジョブカフェ）等、県・市町村の若年者向け支援制度により、犯罪をした者等の年齢、職業適性、保有する資格といった特性に応じた適切な就職相談・職業紹介を行います。
- ・障害者就業・生活支援センターや、生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業・就労訓練事業、生活保護受給者等就労自立促進事業など、県・市町村の福祉的支援制度を活用して、犯罪をした者等の年齢、障害種別、障害の程度といった特性に応じ、適切に就職及び就労定着を図ります。
- ・少年サポートセンター、ハローワーク等と連携して非行少年の就職及び就労の定着を図ります。
- ・県・市町村が行う就労支援に関する制度及び支援窓口が、少年や犯罪を

した者等にとって一層身近なものとなるように、関係機関と連携して周知・広報に努めます。

## ② 犯罪をした者等を雇用する企業等の開拓、社会的評価の向上

犯罪をした者等を積極的に雇用する企業として協力雇用主が挙げられます。

地方公共団体において、新たな協力雇用主を開拓することや、協力雇用主を含め犯罪をした者等を積極的に雇用する企業の地域における社会的評価を向上させることで、犯罪をした者等の社会復帰を、雇用を通じて支援しようという地域の機運が高まっていくことが期待できます。

### (記載例)

- ・市町村の建設工事競争入札参加資格審査において、犯罪をした者等を実際に雇用した協力雇用主に加点する制度を導入するとともに、同制度のPR・普及に努めます。
- ・コレワークや保護観察所と連携し、市町村内の企業経営者や企業担当者向けのセミナー・シンポジウム、広報誌等において、犯罪をした者等を雇用することの意義や協力雇用主について周知することを通じて、協力雇用主の開拓・確保に協力します。
- ・県暴力追放運動推進センター等と連携し、暴力団離脱者の受入れに賛同する企業について周知することを通じて、同企業の開拓・確保に努めます。
- ・地域の課題解決や地域振興に向けた刑務作業の検討、協力を努めます。
- ・矯正施設における作業や職業訓練等の充実を図るため、刑務所への作業発注を推進します。

## ③ 地方公共団体による保護観察対象者の雇用

地方公共団体において保護観察対象者を雇用することは、雇用された者にとって大きな自信となり、また、就労習慣の習得に寄与するだけでなく、雇用を通じて犯罪をした者等の社会復帰を支援することの意義や必要性を、地域の民間企業等に対して強くアピールすることにつながると考えられます。

現に、地方公務員法に抵触しない保護観察対象少年を臨時職員として一定期間雇用している地方公共団体があり、国においても、法務省本省や少年鑑別所などで雇用している実績があります。

(記載例)

- ・保護観察対象者を臨時職員（非常勤職員）として雇用することを通じて、保護観察対象者の就労支援に取り組みます。

#### ④ 関係機関・団体との連携強化

犯罪をした者等に対する就労支援を切れ目のない、継続的なものとするためには、地域の就労に関する関係機関・団体や、刑事司法関係機関等との連携を密にすることが重要であると考えられます。

(記載例)

- ・保護観察所が主催する「刑務所出所者等就労支援推進協議会」に参画し、より効果的な犯罪をした者等の就労支援の推進に協力します。
- ・矯正施設における職業訓練がより効果的なものとなるよう、訓練方法等について情報提供するなど矯正施設との連携を図ります。
- ・障害者や生活困窮者向け就労支援事業者に対して、研修等を通じて、刑事司法関係機関との連携や犯罪をした者等の社会復帰を支援することの必要性について理解促進を図ります。
- ・市町村が主催するセミナー・説明会・研修等において、協力雇用主、コレワークや就労支援事業者機構の役割等について紹介します。
- ・少年鑑別所（法務少年支援センター）と連携し、就職した支援対象者及び雇用主等に対する心理的支援を行うなど、就労生活の定着に向けて取り組みます。

<就労の確保等に関する特色ある取組の例>

- ・東京都千代田区（就労支援事業の普及啓発）  
再犯防止推進の趣旨に賛同する事業者へ、法務省が推進する協力雇用主制度や受刑者等採用相談窓口「コレワーク」を紹介します。

・神奈川県（県による保護観察対象者の雇用）

民間企業等への就労へと繋げていく取組として、県保護司会連合会から推薦を受けた保護観察対象者を県の非常勤職員として雇用します。

・兵庫県（就労奨励に向けた経済的支援の充実）

保護観察対象者等の雇用を促進するため、保護観察対象者等を新たに雇い入れた事業者に対し、給与や研修に要する経費の一部を助成します。

・鹿児島県（新たな協力雇用主の開拓・確保への支援）

県建設工事入札参加資格審査や総合評価落札方式における協力雇用主等に対する優遇措置などの取組を行います。

## (2) 住居の確保等

### ア 現状認識と課題等

適切な住居の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であり、再犯防止を図る上で最も重要であるといっても過言ではありません。しかしながら、刑事施設を満期で出所した者のうち約4割が適当な住居が確保されないまま刑務所を出所していること、そして、これらの者の再犯に至るまでの期間が、出所後の住居が確保されている者と比較して短いことが明らかとなっています。

こうした状況を踏まえ、政府においては、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定）等に基づき、受刑者等の釈放後の生活環境の調整の充実や、親族等のもとに帰住することができない者の一時的な居場所となる更生保護施設（P15参照）の受入れ機能の強化、自立準備ホーム（適当な住居がない犯罪をした者等を受け入れるため、ホームレス支援団体など、あらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者が保有する宿泊場所）の確保など、矯正施設出所後の帰住先の確保に向けた取組を進めてきました。

しかしながら、これらの更生保護施設や自立準備ホームは、飽くまで一時的な居場所であり、更生保護施設等を退所した後は地域に生活基盤を確保する必要があります。他方、犯罪をした者等の中には、身元保証人を得ることが困難であったり、家賃滞納歴等により民間家賃保証会社が利用で



きなかつたりすることなどにより、適切な定住先を確保できないまま更生保護施設等から退所し、再犯等に至る者も存在します。

## イ 具体的な取組の例

### ① 公営住宅への（優先）入居の促進

国の再犯防止推進計画において、「国土交通省は、（中略）保護観察対象者等の公営住宅への入居を困難としている要件を緩和すること等について検討を行うよう、地方公共団体に要請する」とされ、また、「矯正施設出所者については、通常、著しく所得の低い者として、公営住宅への優先入居の取扱いの対象に該当する旨を地方公共団体に周知・徹底する」とされています。これを受けて、国土交通省から都道府県・市町村に対して、保護観察対象者等の公営住宅への入居を困難としている要件を緩和すること、矯正施設出所者を公営住宅への優先入居の対象とすること等について検討依頼がなされています（平成29年12月15日付け国住備第120号住宅局長通知）。

また、国においては、公営住宅の事業主体に対する「継続的支援」として、必要な助言、（本人の同意に基づく）保護観察対象者等の個人情報提供のほか、事業主体からの相談に応じることや事業主体からの相談を踏まえて保護観察対象者等に指導及び助言を行うこととしています。

これらを踏まえ、地方公共団体には、保護観察対象者等の公営住宅への入居を困難としている要件を緩和すること等の検討が期待されています。

#### （記載例）

・保護観察対象者等の市（町・村）営住宅への入居要件の緩和や、矯正施設出所者等の市（町・村）営住宅への優先入居について検討を行います。

### ② 新たな住宅セーフティネット制度の活用促進

国の再犯防止推進計画において、「法務省は、（中略）住宅確保要配慮者に該当する者に対して、賃貸住宅に関する情報の提供及び相談の実施に努める」とともに、「その入居を拒まない賃貸人の開拓・確保に努める」とされています。また、国土交通省の省令（平成29年省令第63号）

において、住宅確保要配慮者の類型の一つとして保護観察対象者及び更生緊急保護（刑事施設を満期で出所した者など、刑事手続等による身体拘束を解かれた後、原則6月以内の者に対し、本人の意思に基づき、保護観察所が再犯防止のための指導や支援等を行うもの）対象者が含まれています。

これらを踏まえ、地方公共団体には、新たな住宅セーフティネット制度の活用による、保護観察対象者等の入居を拒まない賃貸住宅の登録促進が期待されています。

#### (記載例)

- ・ 不動産業者等に対して新たな住宅セーフティネット制度及び保護観察対象者等の住居の確保の必要性について周知・協力依頼を行い、保護観察対象者等の入居を拒まない賃貸住宅の登録を促進します。
- ・ 保護観察対象者等や関係機関・団体に対して、新たな住宅セーフティネット制度に関する問合せ先や募集状況等について、市（町・村）ホームページ等を通じて分かりやすく情報提供することに努めます。

### ③ 更生保護施設に対する援助・協力

更生保護施設は、主に保護観察所から委託を受けて、住居がなかったり、頼るべき人がいなかったりなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察又は更生緊急保護の対象者を宿泊させ、食事を給与するほか、就職援助、生活指導等を行う施設であり、全国に103の施設（平成31年4月1日現在）があります。更生保護施設の中には、高齢又は障害により福祉サービス等を受けることが必要であるものの、出所後直ちに福祉による支援を受けることが困難な者について、一旦更生保護施設において受け入れ、福祉への移行準備及び社会生活に適應するための指導・助言を行う施設（指定更生保護施設）や、薬物依存がある者に対して依存からの回復に重点を置いた処遇を実施する施設（薬物処遇重点実施更生保護施設）もあります。

更生保護施設は更生保護法人等の地域の民間団体により運営されており、そこで行われる支援等の充実には、地方公共団体を含む地域からの理解と援助が不可欠であると考えられます。

(記載例)

- ・更生保護施設に入所する者のうち福祉サービス等を必要とする者が支援を円滑に受けられるよう、更生保護施設との連携を強化します。
- ・更生保護施設の運営又は改築・改修に関する財政的支援を実施（継続）します。
- ・地域の安全・安心における更生保護施設の意義・役割等について、地域住民の理解が促進されるよう広報・啓発に努めます。

④ その他の取組例

再犯防止に特化した制度等ではないものの、適当な住居がない人が利用可能な既存の制度・施策には様々なものがあります。しかしながら、当該制度・施策についての情報を十分に承知していないために、犯罪をした者等が支援につながっていない場合や、中には、違法行為をしたことが理由で、福祉ニーズのある障害者・高齢者が必要な支援を受けられていないという事態も一部に生じています。犯罪をした者等であるか否かに関係なく利用可能であるこれらの制度・施策について周知し、その適切な運用を明示していただくことは、適当な住居がない犯罪をした者等の選択肢を広げるだけでなく、地域の関係機関・団体の理解を促進する上で有効であると考えられます。

(記載例)

- ・犯罪をした者等を含め、離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居喪失のおそれのある方からの申請に対し、審査の上、家賃相当分の住居確保給付金を一定期間支給します。
- ・市町村が設置する生活困窮者自立相談窓口において、住居の確保に向けた相談支援を行うとともに、犯罪をした者等の状況に応じ、生活困窮者自立支援制度における一時生活支援事業を実施します。
- ・矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障害者に関して、地域生活定着支援センターが実施する社会福祉施設への入所調整やアパート等への入居調整に協力します。

- ・高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、生活相談サービスの提供を含め高齢者が安心して入居できる住宅（サービス付き高齢者向け住宅）を適切に供給します。

#### <住居の確保等に関する特色ある取組の例>

- ・東京都千代田区（TOKYOチャレンジネットの活用・同行支援）  
住居を失い、インターネットカフェ等で寝泊まりしながら不安定な就労に従事する者や離職者に対し、東京都が運営する住宅確保及び就労支援機関であるTOKYOチャレンジネットへの同行支援を行うことで、新しい生活へのチャレンジを支援しています。
- ・福井県（福井社会復帰支援ネットワーク協議会との連携）  
「福井社会復帰支援ネットワーク協議会」のネットワークを活用して新たな住み込み就労先を開拓するほか、社員住宅を備えた「協力雇用主」の増加に取り組むことにより、住み込みで働くことのできる就労先の確保に努めます。
- ・鳥取県（保証人がいない場合の賃貸住宅に係る債務保証制度の創設等）  
保証人がいない場合の賃貸住宅に係る債務保証制度の創設、民間団体設置による居場所（一時的な居住地等）確保の支援等の施策について実施を検討します。

## 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

### (1) 高齢者又は障害者等への支援等

#### ア 現状認識と課題等

高齢者（65歳以上の者）が出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち約4割の者が、出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っています。また、知的障害のある受刑者についても、全般的に、再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっています。

政府においては、矯正施設出所者等に対する支援（出口支援）の一つとして、受刑者等のうち適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある者等が、矯正施設出所後に社会福祉施設への入所等の福祉サービスを

円滑に利用できるようにするため、地域生活定着支援センターの設置や、矯正施設及び更生保護施設への社会福祉士等の配置を進め、矯正施設や保護観察所が、更生保護施設、地域生活定着支援センターその他の福祉関係機関と連携して必要な調整を行う取組（特別調整）を実施してきました。

また、犯罪をした高齢者又は障害のある者等の再犯防止のためには、出口支援だけでなく、起訴猶予者等についても、必要な福祉的支援に結び付けることなどが犯罪等の常習化を防ぐために重要である場合があることを踏まえ、検察庁において、知的障害のある被疑者や高齢の被疑者等福祉的支援を必要とする者について、弁護士や福祉専門職、保護観察所等関係機関・団体等と連携して、身柄釈放時等に福祉サービスに橋渡しをするなどの取組（入口支援）を実施してきました。

しかしながら、「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策～立ち直りに向けた“息の長い”支援につながるネットワーク構築～」(平成28年7月12日犯罪対策閣僚会議決定)で指摘された事項に加えて、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないなどの理由から特別調整の対象とならない場合があること、地方公共団体や社会福祉施設等の取組状況等に差があり、必要な協力が得られない場合があること、刑事司法手続の各段階を通じた高齢又は障害の状況の把握とそれを踏まえたきめ細かな支援を実施するための連携体制が不十分であることなどの課題があります。

## イ 具体的な取組の例

### ① 保健医療・福祉サービスの提供

高齢者や障害者のうち、帰住先がない等の要件を満たす一部の者については、各都道府県が設置する地域生活定着支援センターが保護観察所、矯正施設等の刑事司法関係機関と連携しながら福祉的支援へのつなぎ(特別調整)を実施しますが、その後これらの者に対して継続的に支援を実施するのは、多くの場合、基礎自治体である市町村となることが想定されます。他方、特別調整の対象とならない高齢者や障害者については、保護観察所や更生保護施設を通じて市町村の窓口や地域の関係機関・団体に相談が持ち込まれたり、あるいは本人から直接相談が持ち込まれることがあります。

また、起訴猶予者等のうち福祉的支援を要する者について、検察庁等が

関係機関等と連携しつつ、身柄釈放時等に、福祉サービスに橋渡しをすることがあります。

地方公共団体が提供する保健医療・福祉サービスは、通常、犯罪をした者等であるか否かを問わず提供され得るものであり、既存の制度・サービスがこれらの者に対しても適用・提供されることが考えられます。これらのサービスに関することが地方計画に記載されることは、地域におけるソーシャル・インクルージョン（全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う）につながると考えられます。

#### （記載例）

- ・ 地域包括支援センターと検察庁・保護観察所・矯正施設等との連携を強化し、犯罪をした者等のうち高齢者等に対して円滑に必要な福祉サービスを提供します。
- ・ 地域包括支援センター等において、認知症（疑いを含む。）に関する相談を受け付け、犯罪をした者等についても、その状況に応じた適切な支援を実施します。
- ・ 福祉事務所と検察庁・保護観察所・矯正施設等との連携を強化し、犯罪をした者等のうち生活に困窮する者や障害者等の福祉的支援が必要な者に対して、円滑に必要な福祉サービスを提供します。
- ・ 自立支援協議会や基幹相談支援センターと検察庁・保護観察所等との連携を強化し、犯罪をした者等のうち障害者等の福祉的支援が必要な者に対して必要な福祉サービスを円滑に提供します。

#### ② 関係機関・団体との連携の強化

犯罪をした者等に対して保健医療・福祉サービスを円滑に提供するためには、地方公共団体と刑事司法関係機関、社会福祉施設を始めとした地域の関係機関・団体が緊密に連携することが重要であると考えられます。緊密な連携を図るためには、お互いの業務や提供可能なサービス等の内容に関する情報共有や、矯正施設の見学などの機会を設けることが有効であると考えられます。

(記載例)

- ・ 社会福祉協議会や民生委員・児童委員等が出席する会議・研修等で、市町村の再犯防止推進計画を周知するとともに、犯罪をした者等のうち保健医療・福祉サービスを必要とする者についての課題を共有します。
- ・ 矯正施設入所者のうち高齢者や障害者等の福祉的支援を必要とする者が、出所前又は出所後に速やかに必要な保健医療・福祉サービス利用のための手続が行えるよう、矯正施設の指導や支援に協力します。
- ・ 保護観察所が中心となって開催する特別調整に関する連絡協議会等に出席し、刑事司法関係機関等との連携を強化します。
- ・ 起訴猶予者等のうち高齢者や障害者等の福祉的支援が必要な者について、速やかに福祉的支援を実施できるよう、検察庁等との連携を強化します。

### ③ 他の行政計画策定（改定）時の対応

高齢者や障害者への支援は、関連する他の行政計画において具体的に記載されていることが多いと考えられます。これらの支援は、犯罪をした者等であるか否かにかかわらず提供され得るものであり、犯罪をした者等が制度の狭間に陥ることなく確実に支援につながるためには、他の行政計画においても、犯罪をした者等に対する支援が盛り込まれ、これらの者が見過ごされることのないよう配慮することが重要であると考えられます。

(記載例)

- ・ 地域福祉計画の改定に際して、高齢者や障害のある犯罪をした者等に対する支援を盛り込むことを検討します。
- ・ 市町村障害福祉計画・市町村障害児福祉計画の改定に際して、障害のある犯罪をした者等に対する支援を盛り込むことを検討します。
- ・ 市町村老人福祉計画の改定に際して、高齢の犯罪をした者等に対する支援を盛り込むことを検討します。

<高齢者又は障害者等への支援等に関する特色ある取組の例>

- ・ 神奈川県（矯正施設見学会等の開催）  
社会福祉施設等を対象とした矯正施設見学会及び研修会を国と協力して

開催し、福祉的支援が必要な矯正施設出所者等の受入れ先の理解促進を図ります。

・ **福井県（障害のある犯罪をした者等に対する総合窓口の設置）**

「福井県地域生活定着支援センター」の支援対象とならなかった障害のある犯罪をした者等に対しては、「福井社会復帰支援ネットワーク協議会」が設置する就職や福祉サービスの利用等を支援する総合窓口において個々のニーズに合わせた支援を行います。

・ **岐阜県（犯罪をした者等に対する保健医療・福祉サービスの周知）**

矯正施設を出所する者に対し、必要とする福祉サービス等に関する情報を出所前に提供できるように、刑事司法機関と定期的に情報共有できる仕組みを作ります。

## (2) 薬物依存を有する者への支援等

### ア 現状認識と課題等

覚せい剤取締法違反による検挙者数は毎年1万人を超えているほか、新たに刑務所に入所する者の罪名の約3割が覚せい剤取締法違反となっています。また、平成28年に出所した者全体の2年以内再入率は17.3パーセントであるのと比較して、覚せい剤取締法違反により受刑した者の2年以内再入率は18.7パーセントと高くなっています。

薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に、薬物依存症の患者である場合もあるため、その再犯を防止するためには、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症は適切な治療・支援により回復することができる病気であるという認識を持たせ、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に受けさせることが必要であると考えられます。

政府においては、矯正施設・保護観察所における一貫した専門的プログラムの開発・実施、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」の作成、地域において薬物依存症治療の拠点となる医療機関の整備等の施策に取り組むとともに、「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策～立ち直りに向けた“息の長い”支援につながるネットワーク構築～」(平成28年7月12日犯罪対策閣僚会議決定)に基づき、薬物依存からの回復に向けた矯正施設・保護観察所による指導と医療



機関による治療、依存症回復支援施設や民間団体等による支援等を一貫して行うための体制を整備するほか、平成28年6月から施行された刑の一部の執行猶予制度の適切な運用を図ることとしています。

しかしながら、刑事司法関係機関、地域の保健医療・福祉関係機関、依存症回復支援施設や民間団体等において、効果的な支援等を行う体制が不十分であること、専門医療機関や薬物依存症からの回復支援を行う自助グループ等がない地域があること、関係機関等の連携が不十分であることなどが指摘されています。

## イ 具体的な取組の例

### ① 薬物依存に関する治療・支援につなげる取組

薬物事犯者が必要な治療・支援につながるためには、薬物事犯者を支援する関係者が、薬物依存からの回復について正しい知識を持ち、適切な相談支援を実施すること、適切な関係機関や団体を紹介することなどが重要であると考えられます。また、薬物依存からの回復に向けた治療や支援を継続して受けさせるためには、薬物事犯者が薬物依存症に関する治療や支援を受けやすい環境づくりが有効であると考えられます。

#### (記載例)

- ・薬物依存に関する相談窓口を保健所・市精神障害担当課等に設置し、保護観察所や更生保護施設と連携して、薬物依存からの回復に取り組もうとする方に対する相談支援を積極的に行います。
- ・保健所・市精神障害担当課等において、本人の意向を確認の上、薬物依存からの回復を支援するリハビリ施設（ダルク等）や自助グループ（N A（Narcotics Anonymous。薬物依存症者の自助グループ）等）を紹介し、同行します。
- ・申請に基づき、薬物依存からの回復のために通院医療を受ける際に必要な通院・往診・デイケア・訪問看護・薬代等の医療費について、所得に応じた負担軽減を行います。（自立支援医療（精神通院医療）制度）
- ・市町村保健医療計画の見直しに際しては、法務省と厚生労働省が策定した「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライ

ン」や関係機関の意見等を踏まえ、薬物依存からの回復支援に関して更なる取組を検討します。

## ② 関係機関との連携

薬物事犯者の回復支援には、多くの関係機関や団体の関わりが重要であると考えられます。これらの関係者同士が緊密に連携し、個別のケースについて適切に相談し、かつ迅速に対応できる体制を構築することが望ましいと考えられます。

### (記載例)

- ・薬物依存の問題を抱える方を支援する関係者（医療関係者、保健福祉関係者、刑事司法関係者等）に対する研修等を定期的実施し、薬物依存からの回復に関する正しい知識・技術の普及に努めるとともに、関係者同士の連携強化に努めます。
- ・法務省と厚生労働省が策定した「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」等に基づき、地域の薬物依存問題について関係者が認識を共有し、治療や支援に協働して取り組むための事例検討会・連絡会議等を定期的開催します。
- ・保護観察所が主催する地域支援連絡協議会に参画し、薬物依存のある犯罪をした者等に対するより効果的な支援策の推進に積極的に協力します。

## ③ 薬物事犯者の家族に対する支援

薬物依存からの回復には、薬物事犯者の家族に対する支援も大切であると考えられます。家族が薬物事犯者本人との関係に疲弊していることが少なくないほか、まず家族が支援につながり、それがきっかけで本人が支援につながることも少なくありません。

### (記載例)

- ・保健所において、薬物事犯者の家族に対して、薬物依存症に関する正しい知識や本人との関わり方などに関する相談支援を適切に実施します。

- ・薬物事犯者の家族に対して、精神保健福祉センター・保健所が開催する家族教室や家族会を紹介します。

#### ④ 民間団体への支援

薬物依存からの回復を地域で継続的に支援するためには、国や地方公共団体だけでなく、地域の薬物依存症リハビリ施設や自助グループ等との協働が重要であると考えられます。

#### (記載例)

- ・薬物依存からの回復を支援する民間団体に委託して、薬物依存に関する電話相談窓口を開設します。
- ・薬物依存からの回復を支援する民間団体に対して、市町村の施設の会議室を提供するなどしてその活動を支援します。
- ・薬物依存からの回復を支援する民間団体に対する活動費の助成を実施(継続)します。

#### ⑤ 薬物依存に関する適切な広報・啓発

薬物依存からの回復を支えるためには、薬物事犯者本人やその家族が、薬物依存に関する先入観や偏見により地域から排除されることなく、安心して回復に取り組めるよう、薬物依存症に関する正しい理解を地域住民に広げることが重要であると考えられます。

#### (記載例)

- ・規制薬物の乱用は、犯罪行為であると同時に、治療や支援が必要な精神症状でもあるという理解が地域に広がるよう、関係機関・民間団体と連携した広報・啓発活動を実施します。

#### <薬物依存を有する者への支援等に関する特色ある取組の例>

- ・東京都千代田区（他機関との連携による支援の実施）  
薬物依存症の回復に向け、個々の状況に応じ、保健師や精神保健福祉士による病院への同行や訪問診療の手配を行います。また、医療機関や民

間の薬物依存症リハビリ施設、就労支援機関とも連携し、継続的な治療及び支援を実施します。

・ **京都府（初診料等の公費負担）**

薬物を使用して検挙・補導された少年に対し、薬物治療を行っている病院と連携の上、初診料等を公費負担するなど、少年に応じた適切な治療につなげ、立ち直りを図ります。

・ **佐賀県（薬物依存症者の民間回復支援施設などの民間団体に対する支援）**

薬物依存症に関係する民間回復支援施設に対する相談支援及び活動費の補助を行っていきます。

### 3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

#### (1) 学校等と連携した修学支援の実施等

##### ア 現状認識と課題等

我が国ではほとんどの者が高等学校等に進学する状況にありますが、その一方で、平成28年度の少年院入院者の28.9パーセント、入所受刑者の37.4パーセントが、中学校卒業後に高等学校に進学していません。また、非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する者も多く、平成28年度の少年院入院者の36.8パーセント、入所受刑者の24.6パーセントが高等学校を中退している状況にあります。

政府においては、高等学校の中退防止のための取組や、中学校卒業後に高等学校等へ進学しない者及び高等学校等を中退する者に対する就労等支援を実施するとともに、矯正施設内における高等学校卒業程度認定試験の実施、少年院における教科指導の充実、少年院出院後の修学に向けた相談支援・情報提供、少年院在院中の高等学校等の受験に係る調整、BBS会（Big Brothers and Sisters Movementの略。非行少年の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体）等の民間ボランティアの協力による学習支援等を実施してきました。

しかしながら、学校や地域における非行の未然防止に向けた取組が十分でないこと、犯罪をした者等の継続した学びや進学・復学のための支援等が十分でないことなどの課題があります。

## イ 具体的な取組の例

### ① 児童生徒の非行の未然防止等

非行を未然に防止するためには、学校をはじめとした地域の様々な関係機関及び団体が、非行あるいは問題行動を含めた児童生徒の行動や状況に応じ、様々な取組を実施することが重要であると考えられます。

#### (記載例)

- ・小中学校、高等学校へのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を促進し、様々な悩みを抱える児童生徒及び保護者に対して適切に相談支援を行います。
- ・問題を抱える少年等の立ち直りを支援するため、学校、警察、児童相談所等と少年サポートチームを編成するなど、関係機関との連携を図り、日常的なネットワーク体制を構築します。
- ・BBS会が行う地域の非行防止活動等に協力します。
- ・学校等の地域の関係機関及び団体における非行の未然防止活動の一層の充実を図るため、法務少年支援センター（少年鑑別所）と連携・協力関係の構築を進めます。

### ② 学校等と連携した立ち直り支援

非行のある少年の立ち直りには、本人を取り巻く様々な関係者が連携し、本人の支援ニーズに応じた一貫した支援・指導等を行うことが有効であると考えられます。

#### (記載例)

- ・学校に在籍している保護観察対象者に関して、学校と保護司、保護観察所等が緊密に連携して立ち直りを支援します。
- ・法務少年支援センター（少年鑑別所）や保護観察所との連携を強化し、児童相談所や少年サポートセンターにおける相談支援の充実を図ります。
- ・通信制高校に通う者が矯正施設に入所した場合や、矯正施設に入所する者が通信制高校への入学を希望した場合において、矯正施設と連携して、

修学の継続に向けた必要な配慮を行います。

- ・ 保護司と学校関係者の日常的な連携・協力体制の構築に協力します。

### ③ 学校や地域社会において再び学ぶための支援

非行等により通学や進学を中断した少年に対しては、本人の意向を踏まえ、学校等と刑事司法関係機関が連携して修学を支援することが重要であると考えられます。

#### (記載例)

- ・ 矯正施設に入所する者が高等学校等への入学・編入学を希望する場合において、矯正施設と連携し、入学者や編入学の選抜手続等において必要な配慮を行います。
- ・ 非行のある少年等に対してBBS会や大学生ボランティアが実施する学習支援活動を支援します。
- ・ 高等学校等を中途退学した非行のある少年が学び直しを希望する場合、「高等学校等就学支援金」「高等学校等奨学給付金」「高等学校等学び直し支援金」等の高等学校等の授業料支援制度に基づき、その学び直しを支援します。

#### <学校等と連携した修学支援の実施等に関する特色ある取組の例>

##### ・ 神奈川県（大学生ボランティアの活用）

県内の大学生を大学生ボランティアに委嘱し、非行や不良行為等の問題や悩みを抱える少年を対象に、少年サポートセンターの警察官・少年相談員の指導、助言のもと、兄・姉の立場から学習支援や居場所作り活動を実施して、少年の立ち直りを支援します。

##### ・ 岡山県（地域における非行の未然防止等のための支援）

非行等を理由とする児童生徒の修学の中断を防ぐため、少年の居場所づくり、悩みを抱える子どもや保護者に対する電話相談、家庭教育支援チームによる家庭訪問等の実施、高等学校卒業程度資格の取得を目指す者に対する教員OB等による学習相談など、児童生徒の非行の未然防止や深刻化の防止に向けた取組を推進します。

・ **山口県（地域ネットワークを活かした非行防止）**

保護司会や更生保護女性会、BBS会、民生委員等との連携を強化し、地域ぐるみで子どもを育む「地域協育ネット」を活かした非行防止の取組の充実を図ります。

・ **大分県（学校関係者と刑事司法機関との連携強化）**

（県教育委員会において）学び直しを希望する高等学校中退者等へのサポートや矯正施設における復学手続等の円滑化や高等学校入学者選抜・編入学における配慮を促進するため、学校関係者に対して、矯正施設・保護観察所との連携事例を周知するなどして、相互の連携を推進していきます。

#### 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

##### (1) 現状認識と課題等

再犯防止のための指導等を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容はもとより、対象者一人一人の経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等の特性を適切に把握した上で、その者にとって適切な指導等を選択し、一貫性を持って継続的に働き掛けることが重要であると考えられます。また、指導等の効果を検証し、より効果的な取組につなげる必要があると考えられます。

政府においては、「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、性犯罪者、暴力団関係者等再犯リスクが高い者、可塑性に富む少年・若年者、被虐待体験や摂食障害等の問題を抱える女性など、それぞれの対象者の特性に応じた指導及び支援の充実を図るとともに、犯罪被害者の視点を取り入れた指導及び支援等の実施を図ってきました。

しかしながら、対象者の特性や処遇ニーズを的確に把握するためのアセスメント機能や、刑事司法関係機関や民間団体等における指導・支援の一貫性・継続性が不十分であるなどの課題があり、これらを強化するとともに、指導・支援の効果の検証を更に推進していくことが重要であると考えられます。

## (2) 具体的な取組の例

### ア 少年・若年者に対する支援等

犯罪をした者等のうち、少年や若年者などについては、可塑性に富むことや、必ずしも就労自立が目標とならないことを踏まえ、地域の関係機関やボランティア団体などが連携した様々な教育的な働き掛けを行うことが重要であると考えられます。

#### (記載例)

- ・ 非行のある少年等の立ち直りを支援するBBS会等の活動（スポーツ大会、レクリエーション、社会体験活動等）を、活動場所の提供や必要な費用の助成等により支援します。
- ・ 非行のある少年等の立ち直りを目的とした保護観察所や少年院の社会貢献活動の実施に協力します。

### イ 女性の抱える問題に応じた支援等

犯罪や非行をした女性については、虐待等の被害体験や性被害による心的外傷、摂食障害等の精神的な問題を抱えている場合があるほか、育児等について悩みを抱え込んでいる場合や、夫などからのDVの被害に遭っている場合があり、こうした問題が犯罪や非行の背景にあることも少なくありません。そのため、女性の抱える問題の解決に資するよう、地域の関係機関等が連携して社会復帰支援を実施することが重要であると考えられます。

#### (記載例)

- ・ 児童相談所及び児童家庭相談窓口において、育児やDV等に関する女性からの様々な相談を受け付け、法務少年支援センターとも連携しながら、犯罪をした者等の状況に応じた適切な支援を実施します。

### ウ 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する支援等

犯罪や非行をした者等の中には、その犯罪や非行の背景として、学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）、アスペルガー症候群など発達上の課題がある場合があり、また、そうした課題を抱えながらこ



れまでの生育歴において適切な支援につながっていなかったり、課題の存在そのものが見過ごされてきた場合も少なくありません。そのため、地域の関係機関等が連携して、発達上の課題を踏まえた支援を実施することが重要であると考えられます。

(記載例)

- ・保健センターにおいて、少年・成人からの発達障害に関する相談を受け付け、法務少年支援センターとも連携しながら、犯罪をした者等の状況に応じた適切な支援を実施します。

エ その他の取組

個々の犯罪をした者等が抱える問題は複雑であり、複数の関係機関が集まってケース検討を行ったり、状況の変化に応じて複数回にわたって関係機関と協議する必要がある場合があります。

また、地域社会で実施されている現在の指導や支援をより効果的なものとしていくためには、国による効果検証や調査研究に対して地方公共団体に協力していただくことが重要であると考えられます。

(記載例)

- ・矯正施設や保護観察所において実施される処遇会議やケース検討会に関係職員を派遣するなど、特性に応じた指導や支援の実施に協力します。
- ・矯正施設や保護観察所の指導や支援がより効果的なものとなるよう、個別のケースについて処遇協議に応じたり、助言等を行います。
- ・より効果的な指導や支援が実施されるよう、再犯防止に関する地域の実態を調査したり、刑事司法関係機関が行う調査や研究に協力します。

<特性に応じた効果的な指導の実施等に関する特色ある取組の例>

- ・滋賀県（犯罪をした者等を受け入れる社会福祉施設等に対する支援）  
犯罪をした者等の受け入れ先の雇用主や福祉事務所、更生保護施設、保護司などの支援者や家族等（以下、事業所等という。）が本人の特性等について対応に行き詰まった場合、支援団体をはじめ少年鑑別所等の関係

機関と連携し、事業所等に寄り添った相談や専門的アドバイスを行うことで、事業所等の負担を軽減し、犯罪をした者等が地域生活を継続できるよう共に支援します。

・鹿児島県（性犯罪者への相談支援）

県精神保健福祉センターでは、依存症専門相談等において、依存性の高い性犯罪者からの相談に対応します。

## 5 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組

### (1) 民間協力者の活動の促進等

#### ア 現状認識と課題等

我が国における再犯の防止等に関する施策の実施は、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティアや、矯正施設を訪問して矯正施設在所者の悩みや問題について助言・指導する篤志面接委員、矯正施設在所者の希望に応じて宗教教誨を行う教誨師、非行少年等の居場所作りを通じた立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティアなど、多くの民間ボランティアの協力により支えられてきました。また、更生保護法人をはじめとする様々な民間団体等による、犯罪をした者等の自発的な社会復帰に向けた支援活動も行われており、こうした活動により、地域社会における「息の長い」支援が少しずつ形作られてきています。

これらの民間ボランティアや民間団体等の民間協力者は、再犯の防止等に関する施策を推進する上で欠くことのできない存在であり、まさに全国津々浦々において、「世界一安全な日本」の実現に向けて陰に陽に地道な取組を積み重ねて来た方々です。

しかしながら、保護司の高齢化が進んでいること、保護司を始めとする民間ボランティアが減少傾向となっていること、地域社会の人間関係が希薄化するなど社会環境が変化したことにより従前のような民間ボランティアの活動が難しくなっていること、民間団体等が再犯の防止等に関する活動を行おうとしても必要な体制等の確保が困難であること、刑事司法関係機関と民間協力者との連携がなお不十分であることなど、民間協力者に

よる再犯の防止等に関する活動を促進するに当たっての課題があります。

## イ 具体的な取組の例

### ① 民間ボランティアの確保

保護司をはじめとする民間ボランティアを確保するためには、地方公共団体に周知や広報に積極的に協力いただき、これらの民間ボランティアの活動やその意義について地域住民の理解が促進されることで、その活動を支援したい又は自らその活動に従事したいという機運が地域で高まることが重要であると考えられます。

#### (記載例)

- ・市町村ホームページや広報誌において、保護司、更生保護女性会、ＢＢＳ会等の更生保護ボランティアや少年警察ボランティア等の民間ボランティアの活動について周知し、市民の理解の促進に努めます。
- ・保護司、更生保護女性会、ＢＢＳ会等の更生保護ボランティアや少年警察ボランティア等の募集の呼び掛けに協力し、人材の確保を支援します。
- ・市町村が有している保護司適任者に関する人材情報を提供するなど、保護司候補者検討協議会における候補者選定に協力します。
- ・市町村の職員研修や各種会議の場のほか、定年退職予定者向けのセミナーにおいて、保護司等の更生保護ボランティアや少年警察ボランティアの活動について紹介し、市町村職員の理解促進や退職後の保護司等の民間ボランティアへの就任の促進に努めます。
- ・保護司活動に意欲のある市町村の職員が保護司に就任することを促進するとともに、就任後は保護司として活動しやすい環境づくりに配慮します。

### ② 民間ボランティアの活動に対する支援の充実

再犯防止に関する民間ボランティア活動の多くは、一般からの寄附や公費による実費の一部弁償等によって成り立っています。地域の安全・安心に寄与するこれらの活動が円滑に実施されるためには、地方公共団体による物心両面にわたる支援が重要であると考えられます。

(記載例)

- ・地域の再犯防止に資する事業を実施している更生保護法人に対する助成を実施（継続）します。
- ・保護司の活動拠点である更生保護サポートセンター及びサテライトセンターの設置・運営を、市町村の保有施設・設備の無償（廉価）提供によって支援します。
- ・保護司等の民間ボランティアの会議・研修を、会議室の貸与や市町村関係職員の講師派遣によって支援します。
- ・保護司会、更生保護女性会、BBS会、少年警察ボランティア等地域の安全・安心に資する活動を行う民間ボランティアの活動に対する助成を実施（継続）します。
- ・民間ボランティアが活動を円滑に行うために必要となる各種情報の収集及び提供に努めます。

### ③ 更生保護施設による再犯防止活動の促進等

更生保護施設は、適当な住居がない保護観察対象者等を一時的に保護し、就労自立に向けた支援や必要な生活指導を実施するなど、地域の再犯防止において大きな役割を担っています。更生保護施設が所在する地方公共団体が更生保護施設の運営や活動を支援することは、地域の再犯防止にとって大きな意味があると考えられます。

(記載例)

- ・更生保護施設を運営する更生保護法人に対して補助金を交付することにより、地域の再犯防止活動を支援します。
- ・地域の安全・安心につながるような更生保護施設の意義・役割等について、地域住民の理解が促進されるよう広報・啓発に努めます。

### ④ 民間資金の活用の検討

地域における更生保護法人やNPO法人等の民間団体による再犯防止活動を促進するため、民間資金の活用を検討することは、大きな意義があると考えられます。

(記載例)

- ・ふるさと納税による寄附金の使途の一つに「地域における再犯防止の推進」を加えることで、非行少年や刑務所出所者の立ち直りを応援したいという気持ちを、具体的な取組に活かします。

<民間協力者の活動の促進等に関する特色ある取組の例>

- ・群馬県（民間ボランティアの活動に対する支援の充実）  
少年補導員及び大学生ボランティアに対して報償費を支払うほか、活動用ベストやジャンパー等を支給するなどの支援を行います。
- ・東京都千代田区（更生保護団体への活動支援）  
保護司会が取り組む薬物依存からの回復プログラム「Day by Day ちよだ」や更生保護の活動拠点となる更生保護サポートセンターの運営に対し、会場の提供等を支援します。また、更生保護団体が活動に向けた会議を行う際や、保護司が保護観察対象者との面接を行う際に会議室や面談のための場所を提供します。
- ・高知県（ボランティア募集に関する県立大学等への協力依頼）  
民間のボランティア団体新規加入を図るため、高知県立大学及び高知工科大学に対して、BBS会の活動及び会員募集のための資料配布及びポスター掲示の掲載等の協力を促します。
- ・福岡県（退職者説明会におけるパンフレット配布）  
保護司の人材確保を支援するため、保護観察所と連携し、県職員の退職者説明会においてパンフレットを配布するなどの取組を行います。

(2) 広報・啓発活動の推進等

ア 現状認識と課題等

犯罪をした者等の社会復帰のためには、犯罪をした者等に自らの努力を促すことは当然ですが、それだけでなく、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう、国民の理解と協力を得て、犯罪をした者等が再び社会を構成する一員となることを支援することが重要であると考えられます。

政府においては、これまでも、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である“社会を明るくする運動”を推進するとともに、再犯の防止等に関する広報・啓発活動や法教育などを実施し、再犯の防止等について国民の関心と理解を深めるよう努めてきました。

しかしながら、再犯の防止等に関する施策は、国民にとって必ずしも身近でないため、国民の関心と理解を得にくく、“社会を明るくする運動”が十分に認知されていないなど、国民の関心と理解が十分に深まっているとはいえないこと、民間協力者による再犯の防止等に関する活動についても国民に十分に認知されているとはいえないことなどの課題があります。

## イ 具体的な取組の例

### ① 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

これまで地域住民にとって馴染みが薄かった再犯防止、あるいは犯罪をした者等の社会復帰支援の重要性について理解を促進するためには、刑事司法関係機関だけではなく、地方公共団体と地域の関係団体が主体となり、地域住民を巻き込んで広報・啓発を実施することが効果的であると考えられます。

なお、少年鑑別所では、「法務少年支援センター」の名称で一般の方々や関係機関・団体からの依頼に応じ、地域社会における非行及び犯罪の防止に向けた活動として、カウンセリングや心理検査を行うほか、学校教育機関からの依頼による法教育や各種講演・研修などを実施しており、地方公共団体が再犯防止に取り組むに当たっても活用いただけます。

#### (記載例)

- ・“社会を明るくする運動”を、保護観察所や保護司を始めとする民間協力者と連携して推進します。
- ・7月の再犯防止啓発月間において、各種会議や広報誌、インターネット上での情報発信などにより、再犯防止についての広報活動を集中的に実施します。

- ・市町村職員や相談支援機関の職員を対象に、刑務所出所者等の社会復帰のための支援のあり方等についてセミナーを実施します。
- ・市町村の人権施策基本方針に刑務所出所者等の人権に関する記載を盛り込むなど、刑務所出所者等の社会復帰に関する市民の理解促進を図ります。

## ② 民間協力者に対する表彰

保護司活動をはじめとした民間ボランティア活動の社会的意義について広く地域住民の理解を求める方法の一つとしては、功績が顕著な個人・団体を適切に顕彰することが考えられます。また、国においてもこれらの方の顕彰を行っていますが、候補者の推薦においては、地方公共団体からの情報提供や協力が不可欠であると考えられます。

### (記載例)

- ・地域の安全・安心に貢献した保護司等の民間ボランティアを顕彰し、その活動や意義が広く市民に共有されるように努めます。
- ・地域の安全・安心に貢献した個人・団体に対する国の顕彰制度に関して、国の機関が行う候補者の推薦に協力します。

### <広報・啓発活動の推進等に関する特色ある取組の例>

- ・福井県（福祉関係者等に対する出前講座の実施）  
医療機関や市町村職員を含む福祉関係者等に対し、再犯防止や更生保護に関する理解を促進する出前講座を法務省出先機関等と連携して実施し、「刑を終えて出所した人の人権」が尊重され、「犯罪をした人」の立ち直りが理解されるように努めていきます。
- ・兵庫県（教職員への理解・啓発の促進）  
教職員への研修会の開催や教育資料の普及等を通じて、矯正施設出所者や犯罪被害者等の人権について正しい理解と共生をめざす姿勢を育み、児童・生徒への指導力の向上や人権意識の高揚を図ります。
- ・大分県（薬物依存からの復帰者へのインタビュー冊子の作成等）  
“社会を明るくする運動”の事業等に対する協力・支援や、更生保護大

会における保護司に対する知事感謝状の贈呈、人権啓発の一環として薬物依存からの復帰者へのインタビュー冊子の作成・配布等を行っています。

## 6 国・民間団体等との連携強化等のための取組

### (1) 現状認識と課題等

政府においては、犯罪をした者等の抱えている課題の解消に向けて、各種の社会復帰支援のための取組を実施してきたところですが、その範囲は原則として刑事司法手続の中に限られるため、刑事司法手続を離れた者に対する支援は、地方公共団体が主体となって、一般市民を対象として提供している各種サービスを通じて行われることが想定されています。

この点について、前述のとおり、再犯防止推進法においては、地方公共団体は、同法の定める基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務があることや、地方計画を定めるように努めなければならないことが明記されました。

一部の地方公共団体においては、自らがコーディネーターとなって、継続的な支援等を実施するためのネットワークを構築するなどソーシャル・インクルージョンのための取組が実施されつつありますが、犯罪をした者等が抱える様々な課題を踏まえた対応といった支援のノウハウや知見が十分でないこと、支援を必要としている対象者に関する情報の収集が容易でないことなどの課題があります。

### (2) 具体的な取組の例

#### ア 再犯防止を推進するための協議会等の設置

国と地方公共団体、そして地域の民間団体がこれまで以上に連携を強化し、地域社会の安全・安心を共に担うパートナーとして協働して再犯の防止等に関する施策を進めていくことが重要であると考えられます。そのために、関係機関や地域の民間団体が定期的に集まって、当面する課題や対応について情報を共有したり、協議する機会が効果的であると考えられます。



(記載例)

- ・学識経験者、刑事司法関係機関、更生保護関係団体、医療保健・福祉関係機関、教育関係機関、雇用関係機関、市町村及び地域の民間団体で構成する再犯防止推進会議を設置し、継続的に情報交換・情報共有を行います。

イ 地域の関係機関・団体に対する情報提供等

各種の支援ニーズのある犯罪をした者等が実際の支援機関・団体につながるためには、保健医療・福祉サービスを含め、地方公共団体が実施している支援や既存の制度について地域の関係機関・団体に対して情報を提供していただくことが効果的であると考えられます。

(記載例)

- ・市町村や県が実施している各種の支援制度について、市のホームページや会議、広報誌などを通じて分かりやすく提供し、関係機関・団体を通じて支援を必要とする対象者に届くように努めます。
- ・市町村や県が実施している各種の支援制度等について周知するため、保護司会、更生保護女性会、BBS会等の民間協力団体が実施する研修会に職員を派遣するなどの協力を行います。

<国・民間団体等との連携強化等に関する特色ある取組の例>

- ・岐阜県（定着支援センターと関係機関との連携強化）  
県定着支援センターを岐阜県福祉・農業会館内に移転・拡張し、県社会福祉協議会をはじめとする福祉関係機関、医療関係機関及び更生保護関係機関との連携を強化するとともに、相談体制の充実を図ります。
- ・兵庫県（手引書の活用）  
保護司等の更生保護関係者の活動を支援するとともに、多様な関係機関の支援の充実につなげるため、関係機関の各種支援制度等を紹介する「手引書」を作成し、配布します。
- ・福岡県（全市町村が参加する連絡会議の開催）

犯罪や非行をした人に対する息の長い支援は、市町村が行う各種行政サービスを通じて行われることが多いことから、市町村における再犯防止推進に係る意識醸成を図るとともに、取組に係る課題や情報を共有するため、全市町村の再犯防止推進担当部局が参加する連絡会議を開催するなど、連携強化に取り組めます。

・ **兵庫県明石市（明石市更生支援及び再犯防止等に関する条例の制定）**

「共生のまちづくり」を推進するため、罪に問われた者等の更生を支援し、その再犯を防止することで、すべての市民が安全で安心して暮らせる社会を実現することを目的とする条例を制定し、市、関係機関及び市民等が連携協力して取組を進めています。